

前稿では、古事記の本文批判に関する研究の経過とその問題点について述べ、『定本古事記』評を試みたが、本稿では、古事記の本文中、諸本に異同がありながら、意味上さしたる不都合のないまま、これまであまり問題にされることなかった数ヶ条について検討する。

(一) 於是二柱神議云、「今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。」即共参上、請天神之命。爾天神之命以、布斗麻邇爾ト相而詔之、「因女先言而不良。亦還降改言。」故爾反降更往廻其天之御柱如先。

(反降、真福寺本「降」、道果本・道祥本・兼永本「返降」)

(古訓本上4ウ、古典文学大系本54ページ以下同。(注1))

右は、岐美二神の大八島国生成の条であるが、「反降」の部分に「降」「返降」の異文が存在する。そのどれをとるべきかについて検討しなければならぬ。先ず、「降」は真福寺本単独の異文であって、『日本古典全書本』『角川文庫本』『古事記全講』など、これよってているが、真福寺本と同系の『道果本』『道祥本』では「返降」となっており、この部分の真福寺本本文が、原型を伝えているかどうかは疑わしい。また「降」の文字は、古事記には二十七の使用例があるが、上巻と、中巻の神武記にだけ使われていて、常に、高天原から地上に「降る」「降す」と

いう場合に限られ、(注2)「天降」「自天降」「降到」「降来」のごとく他の文字と熟合するか、「降出雲国之肥河上名鳥髮地」「降是刀」のごとく、降る場所あるいは降すものを示している、真福寺本異文のような使い方はしていないのである。

これに対して「反降」は、卜部系諸本中の第三類『山田本』から分派したとみられる第五類『三浦本』、第六類『九条本』、第八類『寛永板本』等に見える本文であるが、たまたま板本によって流布したためであろうか、『延佳本』『古事記伝』もこれをうけ、『古事記大成本文篇』『古典文学大系本』もこれよっている。しかし、この「反降」は、卜部系諸本でも、第五類以下に発生した異文であるし、「反」字は、古事記では「道反大神」のほかに例をみない用字でもあって、これを本文として採用するには疑問が残るのである。(古事記の「道反大神」に対して、書紀第六の一書では「道返大神」と記す。)

最後に「返降」について考えてみよう。これは、伊勢系の『道果本』『道祥本』をはじめとして、卜部系諸本の祖本である『兼永自筆本』以下、一・二・三・四・九類の諸本にも見え、三異文のうちでは、最も原型に近いものと思われる。明治二十年の『田中校訂本』が早くこの本文をとり、山田孝雄博士も、『古事記上巻講義』(昭15)で、「伊勢本・

## 古事記覚書 二(古賀)

伊勢一本・猪熊本・田中の校訂本には『返』とある。これは古本が皆『返』とあるから、それによるのがよいと思ふ。(注3)としてこれに従い、『国民古典全書本』(昭20)、『新訂増補国史大系本』(昭26)も『返降』をとっている。しかし、この本文は、なぜか久しく無視されてきていたので、さらに検討を加え、本文として採用すべきことを明らかにしたい。

先ず「返降」の異文をもつ諸本のこの部分に、小野田光雄氏の懸念するような、日本書紀・旧事本紀からの不純な本文の混入はなかったかどうかについて確かめる。(注4)両書の該当箇所と比較してみると次のとおりである。

時天神、以太占而ト合之、乃教曰、「婦人之辭、其已先揚乎、宜更還去。」乃ト定時日而降之。(日本書紀卷一、一書)

天祖詔以下占而合之、詔曰、「先拳婦言是不良乎。宜更亦改降。」乃ト定時日而降矣。(先代旧事本紀第一、陰陽本紀)

古事記の「返降」の文字に対しては、両書からの本文の混入はなかったとみていい。

次に、問題の文は、直前の「還降改言」をうけて、「故爾返降……」と続くのであるが、ここに「返降」の文字が使われることは、古事記の用字からみて適当であるかどうかを検討してみる。倉野憲司博士は、古事記の「還」と「返」の両字に、用字上の違いがみられることを指摘し、「古事記における『還』の字は、下巻における副詞としての用例三を除けば、悉く『カヘル』といふ自動詞に用ゐられ、「返」は他動詞『カヘス』の意に偏って用ゐられてゐる。」といわれる。(注5)ただし、博士も認めておられるとおり、「返」には、自動詞「カヘル」の用例も

あるのであって、二十二例中次の五例を数えることができる。

- (1) 猶追、到黄泉比良坂之坂本時、(伊邪那岐命) 取在其坂本桃子三箇待擊者、悉逃返也。(上12ウ・66ペ) (注6)
  - (2) 故、八上比売者、雖率来、畏其嫡妻須世理毘売、其所生子者、刺挟木俣而返。(上38オ・100ペ)
  - (3) 故、建御雷神、返參上、復奏言向和平葦原中国之状。(上57ウ・194ペ)
  - (4) 爾豊玉毘売命、知其伺見之事、以為心恥、乃生置其御子而、……即塞海坂而返入。(上71オ・144ペ)
  - (5) (倭建命) 故、受命罷行之時、參入伊勢大御神宮、拜神朝廷、即白其姨倭比売命者、「天皇既所以思吾死乎、何擊遣西方之惡人等而、返參上来之間、未經幾時、不賜軍衆、今更平遣東方十二道之惡人等。因此思惟、猶所思看吾既死焉。」(中、景行記49ウ・212ペ)
- これら(1)~(5)の「返」字の使い方が、「還」字のそれと相對立するものでないことは、次の諸例と比較してみれば明らかであろう。
- (6) 伊邪那岐命語詔之、「愛我那爾妹命、吾与汝所作之國、未作竟。故、可還」爾伊邪那美命答曰、「悔哉、不速来。吾者為黄泉戸喫。然愛我那勢命、人来坐之事恐。故、欲還、且与黄泉神相論。莫視我。」如此白而、還入其殿内之間、甚久難待。……(中略)……於是伊邪那岐命、見畏而逃還之時、其妹伊邪那美命、言「令見辱吾、」即遣豫母都志許売令追。……(上1112・64ペ)
  - (7) 其所隱立之天手力男神、取其御手引出、即布刀玉命、以尻久米繩、控度其御後方白言、「從此以內、不得還入。」(上26ウ・82ペ)
  - (8) (大穴牟遲神) 參到須佐之男命之御所者、其女須勢理毘売出見、

為目合而、相婚、還入、白其父言、「甚麗神来。」(上35オ・96ペ)  
 (9) 於是天忍穗耳命、於天浮橋多多志而詔之「豊葦原之千秋長五百秋  
 之水穗国者、伊多久佐夜藝弓有那理。告而、更還上、請于天照大  
 神。(上48ウ・112ペ)

(10) 故、大毘古命、更還參上、請於天皇時、天皇答詔之、「此者為、  
 在山代国我之庶兄建波邇安王、起邪心之表耳。伯父、興軍宜行。

(中、崇神記29ウ・184ペ)

(11) 故、自其時称御名、謂倭建命。然而還上之時、山神、河神、及穴  
 戸神、皆言向和而參上。(中、景行記48オ・210ペ)

(1)は、伊邪那岐命の黄泉国訪問の条の、(6)につづく文である。(6)の文  
 をみると、伊邪那美命に関して、「可還」「欲還」「還入」の文字を用  
 い、つづく伊邪那岐命の逃走のところでは、「逃還」「逃行」の文字を使っ  
 ている。以下、引用文では省略したが、逃走の経過とともに、「逃行」「逃  
 行」「逃来」の語をつづけ、最後に、八雷神・黄泉軍らが桃を投げられ  
 て退散するところでは、(1)の例文にみるように、「逃返」の文字を使っ  
 ているのである。はじめの「逃還」と、あとの「逃返」との間には、主  
 語は変わっているが、意味の違いは認められず、ただ、文字の選択を変  
 えたというだけのことであろう。

これと似た例は、(11)と(5)の、倭建命の西征の条にもみられる。すなわ  
 ち、(11)で「還上之時」と記した同じことを、それにつづく(5)の文では、  
 「返參上来之間」と記しているのである。同様に、(4)の「返入」に対す  
 る、(6)(7)(8)の「還入」、(3)の「返參上」に対する、(9)(10)の「還上」「還  
 參上」のような用例をあげることができる。「參」の有無による敬意  
 の差は考えなければならぬが、右の例文の、少なくとも「還」と「返」

に関しては、用法の違いはないとみていい。

書紀と違って、古事記では、倉野博士のいわれるとおり、「還」と  
 「返」との間には、用字選択に偏りが認められる。しかし、右の例文にみ  
 るように、通用している例もあるのである。問題の、「還降改言」につ  
 づく、「返降……」の表記も、例文(6)と(1)、あるいは(11)と(5)の場合と同  
 様に、同字の反復使用を避けようとした結果ともみられるのであって、  
 「返降」の表記は少しも不自然ではなく、これこそ、未流写本の「反降」  
 や、真福寺本単独異文の「降」よりも、原型本文としての資格を主張し  
 うるものといえることができる。

## 二

次に、「忿」「怒」「怨」等の文字に異同があつて、本文の定まらな  
 い四例を一括して取りあげる。

(一) 於是八上比売、答八十神言、「吾者不聞汝等之言。将嫁大穴牟  
 遲神。」故爾八十神怒、欲殺大穴牟遲神……

(怒、真福寺本・道祥本「忿」、兼永本以下「怒」)。(上33ウ・92ペ)

(二) 根臣、即盜取其礼物之玉纒、讒大日下王曰、「大日下王者、不受  
 勅命曰「己妹乎、為等族之下席」而、取横刀之手上而怒歎。」故、天  
 皇大怒、殺大日下王而、取持来其王之嫡妻、長田大郎女、為皇后。

(怒、真福寺本・近衛本・前田本・山田本「怨」、兼永本「怨」ノ  
 左ニ「怒イ」ノ傍書アリ。寛永版本「怒」)。(下、安康記25オ・298ペ)

(四) 爾大長谷王子、当時童男。即聞此事以懐愆忿怒、乃到其兄黒日子

## 古事記覚書二(古賀)

王之許曰、「人取天皇。為那何。」

(忿怒、真福寺本「怨怒」兼永本以下「忿怒」。)

(下、安康記26オ・300ペ)

(五) 爾志毘臣愈忿、歌曰、

意富岐美能 美古能志婆加岐 夜布士麻理 斯麻理母登本斯

岐礼牟志婆加岐 夜気牟志婆加岐

(忿、真福寺本「怒」、兼永本以下「忿」。)

(下、清寧記43オ・326ペ)

(二)は、稲羽の素兔につづく、八十神の迫害の発端の部分であるが、問題は、真福寺本・道祥本の「忿」と、卜部系の「怒」とのいずれを本文とするかという点である。(道祥本の転写本である春瑜本には、「忿怒」の文字があつて、「怒」の字を斜線で見せ消ちしてある。これは、先代旧事本紀前田本などに見える「因斯事八十神怒欲殺大己貴神」(地祇本紀)からの「怒」字の混入を考えるよりは、むしろ「忿怒」の熟語を知っている書写者の、単なる誤写訂正とみるのが自然であらう。)ところで、「忿」と「怒」のような同訓の文字が相対立している場合、その本文決定は甚だ困難である。というのは、小島憲之氏も、古事記の文字使用上における異字同訓の例としてあげているように、(註7)両字の用法には、ほとんどその差が認め難いからである。

(1) 爾其神大忿詔、「凡茲天下者、汝非應知国。汝者向一道。」(中、仲哀記60ウ・228ペ)

(2) 故、大后聞是之御歌、大忿遣人於大浦、追下而、自步追去。(下

仁徳記3ウ・268ペ)

(3) 於是天皇大忿而矢刺、百官人等悉矢刺。(下、雄略記35ウ・316ペ)

(4) 於是阿遲志貴高日子根神、大怒曰、「我者愛友故弔来耳。何吾比穢死人」云而……(上52ウ・116ペ)

(5) 大怒猪出、掘其歷木、即昨食其香坂王。(中、仲哀記64オ・232ペ)

(6) 即天皇以鳴鏑射其猪之時、其猪怒而、宇多岐依来。(下、雄略記35オ・314ペ)

(7) 爾伊邪那岐大御神大忿怒詔、「然者汝不可住此国」乃神夜良比爾夜長比賜也。(上18オ・72ペ)

(8) 伝聞茲山有忿怒之大猪。吾欲取其猪。若獲其猪乎。(中、応神記76ウ・250ペ)

右の(1)~(3)の「忿」と、(4)~(6)の「怒」とは、諸本に異同のない例であつて、両字の用法に明確な違いは認め難く、(7)(8)の「忿怒」の用例もまじっている。当面の(二)の問題点について『古事記伝』では、「怒ノ字、一本には忿とあり」と記すだけで、卜部系の「怒」字を採用しており、これに従うテキストも少なくないが、真福寺本の「忿」を排除して、卜部系の「怒」をとらなければならぬという積極的な理由はなにもない。むしろ、この場合、書写年代の古い、不純な本文のまじることの、より少ないとみられる真福寺本によって、「忿」を本文とする方が、穏当な処置といふべきであらう。

(三)の文では、「怨」か「怒」かが問題である。校異を一見してわかるように、古い写本は「怨」になっている。兼永本も、本文は「怨」であるが、左側に「怒イ」の傍書がある。ただし、この傍書は、前稿でふれた、後の筆かと思われるもので、(註8)近衛本・村井本・山田本・祐範本など、兼永本の親近下位の諸本には伝わっていない。三浦本に、「怨」

の右傍に「怒カ」とあるのが、わずかにそれを伝えるもののように、寛永板本の「怒」は、このような傍書が本文に取り入れられたのではないかと思われる。とすれば、伝来の古さからみて、ここでは「怒」字を原型本文としてとるべきであろう。天皇の行為に「怒」の文字を使用することも、次のような用例からみて、不都合ではないと思う。

- (9) 於是天皇詔、「雖怨其兄、猶不得忍愛其后。」(中、垂仁記36オ・192  
べ)

- (10) 天皇、深怨殺其父王之長谷天皇、欲報其靈。(下、顯宗記45ウ・  
330べ)

大日下王は安康天皇の叔父にあたる。

(四)の問題は、真福寺本の「怨怒」をとるか、兼永本以下の「忿怒」をとるかという点である。「忿怒」は、(7)(8)の文にみるように、古事記中にも用例があるが、「怨怒」は用例をもたない。『古事記伝』が、「忿ノ字真福寺本に怨と作る誤なるべし」として、「忿怒」をとったのも無理はない。しかし、「怨怒」の語も、上代に例がないわけではなく、

所以然者、比古神先来、比売神後來、此、男神不能鎮而行去之。所以、女神怨怒也。(播磨国風土記、揖保郡)

の一例のほか、『常陸国風土記』・那賀郡の条には、「不勝怨怒」の用例もみえる。また「怨怒」は、『漢書』や『後漢書』にも例のある語であって、真福寺本の「怨怒」が誤写によるものとは考えられない。日本書紀の雄略前紀に、「天皇忿怒弥盛」の文はあるが、ここを拘束するものではない。一対一の対立異文で、互いに、積極的に他を否定する根拠をもたないが、(二)の条で述べたと同じ理由によって、これも、真福寺本の「怨怒」をとることにする。

(五)は、(二)の場合と逆に、真福寺本の「怒」と、兼永本以下の「忿」とが対立していて、判断に苦しむところである。延佳本、古訓本など、多くの板本・活字本は「忿」により、『日本古典全書』は、「或ハ愈ガ『忿』ノ誤写デ、『忿怒』ガ原形カ、『愈』ハコココ以外全文一例モナシ、姑ク兼ニ依ルモ、歌垣ニ『愈』ハチト大ゲサノ感ナキニシモアラズ」として、「忿怒」の可能性を考えつつ、一応兼永本の「忿」に従っている。しかし、真福寺本の「怒」も、前述の理由によって、本文たる資格をもつのであって、真福寺本を、兼永本より上位に置く立場からすれば、これも「怒」を本文とすべきであると考える。

以上、(一)は、真福寺本をとらず、道果本・道祥本・兼永本によるべき例であったが、(二)以下はすべて、真福寺本によるべき例であった。したがって、真福寺本を底本としたテキスト、たとえば、藤村作編の『古事記』(昭4・至文堂)、木下祝夫氏の『古事記』(昭15、日独文化協会刊)の校訂と一致するところが多い。後者は、新訂増補国史大系の『古事記』に受け継がれているが、われわれは、これら戦前の仕事を、もう一度見直さなければならないと思う。

注1 引用文は、日本古典文学大系本により、分註など当面必要のない部分をはぶいた。異文をもつ諸本の名称系統は『校本古事記』による。

注2 古事記では、「雨ふる」には、「雨霽風吹」(上)、「暴雨霽来」(垂仁記)、「霽水氷雨」(曇行記・允恭記)、のごとく「霽」を使用して「降」は使用していない。書紀には「降雨」「霜降」の用例あり。

注3 伊勢本Ⅱ道祥本、伊勢一本Ⅱ春瑜本。

注4 小野田光雄氏『伊勢本系古事記の特異性』(『国語と国文学』昭38・11)

注5 倉野憲司氏『古事記の用字と訓の二三について』(『国文学放』50、昭44・6)

## 古事記覚書二(古賀)

注6 「逃返」には、真福寺本「攻返」、道果本・道祥本「逃返」、兼永本

「坂返」の異文があり、「坂をかへりき。」とする西宮説(『国語、国文』

昭41・6)もあるが、しばらく道果本・道祥本に従う。逃は逃の俗字。

注7 小島憲之氏『上代日本文学与中国文学』上、二二三頁。

注8 拙稿『古事記覚書一』六べ。(『島根大学教育学部紀要 第三卷』

(昭和四七、九、十)